

第1編 基礎的事項

第1章 一般廃棄物処理基本計画の背景

第1節 計画策定の趣旨

古河市（以下「本市」という。）では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、平成21年度に一般廃棄物処理基本計画を策定したものの、既に10年が経過し現在に至っている。

この間、ごみ処理においては、古河地区は本市が所有する古河クリーンセンターに、総和地区と三和地区はさしま環境管理事務組合（以下「組合」という。）の所有する坂東市寺久に立地する熱回収施設及び資源化施設に搬入して処理・処分している。

また、し尿処理においては、古河地区は本市の所有する渡良瀬処理場（し尿処理施設）に搬入して処理・処分を行っていたが、当該施設の平成28年度末の稼働停止に伴い、平成29年度より組合への委託処理を行っている。総和地区と三和地区は、組合が所有する境町長井戸に立地するし尿処理施設に合併前から引き続き搬入して処理・処分している。

なお、古河クリーンセンターは、平成6年7月31日の竣工以来、25年が経過しており、全般的に老朽化が著しく、重要な機器の破損等による施設の運転停止が危惧されている状態である。

一方、組合が所有するし尿処理施設は、昭和40年度に新設された後、昭和58年度に増改築、平成19年度に改築分の停止及び増設分の改良を施し維持されてきたものの、増設分でも稼働開始後36年が経過しており、水槽類の構造物は老朽化が著しい状態である。

このような背景の下、本市では、それぞれの施設が置かれた時代の背景を踏まえ、一般廃棄物処理基本計画の基本理念、基本方針に沿うとともに、循環型社会形成推進基本法に示される発生抑制・排出抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分の順位に従った形で、循環型都市を目指した施策を進めてきた。

また、円滑に処理を進めていくために、老朽化した処理施設の適切な維持管理にも当たってきたところであり、今後も、組合を含めた確実な処理体制を維持・継続していくことが必要である。

一方、廃棄物をめぐる時代背景としては、循環型社会の形成のみならず、エネルギーや資源、地球温暖化対策などの地球環境問題、コストの低減、広域的な取り組みによる効率化の推進、新技術による資源化など、持続可能な社会の実現が求められている。

そこで、本市では、このような社会状況の変化を踏まえ、一般廃棄物の適切な処理の実現を確実に実行していくために、一般廃棄物処理基本計画（以下「本基本計画」という。）を策定するものである。

第2節 計画の位置づけ

本基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第3項に準拠し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項に基づき策定される基本構想に即して、国や都道府県の計画等を踏まえ策定される。

また、本市は、組合を構成する一自治体でもあり、行政区域を越えた一般廃棄物の搬入出を行っているため、組合を構成する他自治体(坂東市、境町、五霞町)と密接に連絡を取り合い、相互の一般廃棄物処理計画に矛盾が生じないように努めることも重要である。

なお、本基本計画の策定に当たっては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めることはもとより、循環型社会の実現に努めることが重要となり、関連する計画としては、次のような計画があり、それらの法的な体系を図1-1-1に示す。

したがって、本基本計画は、廃棄物処理法(昭和46年法律第137号)第6条の規定に基づき、ごみの減量化や適正処理に向けて、総合的かつ計画的に施策の推進を図るために策定するものであり、本市の総合計画や環境基本計画などの上位計画や関連計画との整合・調整を図り、本市の一般廃棄物処理計画として位置づけ、その概略的な体系を図1-1-2のとおりとする。

(1) 環境基本計画

環境基本計画は、環境基本法(平成5年法律第91号)第15条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めたものである。

計画では、重点分野政策プログラムの一つとして、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」が位置づけられている。

(2) 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められている。

循環型社会形成推進基本計画では、環境保全を前提とした循環型社会の形成を標榜しており、市町村は、地域単位での循環システムの構築等、住民の生活に密着した基礎的自治体としての役割を果たすこと、さらに相互に緊密に連携して協力していくことが求められている。

また、循環型社会形成に関する取組指標として、一般廃棄物の減量化に係る目標値が設定されている。

(3) 廃棄物処理法基本方針

廃棄物処理法基本方針においては、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったも

のについては、不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本としている。

市町村は、この考え方を基本として、当該市町村の一般廃棄物処理計画を策定することが適当である。

(4) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法第5条の3第1項の規定に基づき、廃棄物処理施設整備事業を計画的に実施するため、廃棄物処理法基本方針に即して定められるものである。

平成20年3月に閣議決定された計画においては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を前提として、廃棄物等の適正な循環的利用や適正な処分のための施設等を整備し、循環型社会の形成を図ることとされている。

(5) 廃棄物処理計画

都道府県は、廃棄物処理法第5条の5第1項の規定により、廃棄物処理法基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定める。

廃棄物処理計画においては、一般廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項や一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項について定められている。

一般廃棄物処理計画は、市町村が策定するもので、特に市町村の行政区域を越えて広域的な処理の計画の策定等を必要とする場合においては、関係市町村からの要請等に応じて、都道府県は廃棄物処理計画に基づき技術的援助を適宜行いながら、市町村間の調整に協力することになっている。

なお、廃棄物処理計画と市町村が策定する一般廃棄物処理計画との関係については、法令上は直接関係を有するものではないものの、廃棄物処理計画の策定に当たっては、関係市町村の意見を聴くこととされており、両計画は整合性の取れたものとするのが適当である。

(6) 他の市町村の一般廃棄物処理計画との関係

市町村が当該市町村の行政区域を越えて一般廃棄物の搬入又は搬出を行っている場合には、当事者である市町村間で密接に連絡を取り、相互の一般廃棄物処理計画に矛盾が生じないように努める必要がある。

(7) その他関連する市町村計画

市町村において、「環境基本計画」や「循環型社会推進計画」、「災害廃棄物処理計画」等を策定している場合には、これらの計画との整合性に配慮する必要がある。

また、「市町村分別収集計画」や「循環型社会形成推進地域計画」を策定する場合には、一般廃棄物処理計画との整合性に配慮する必要がある。

(8) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律等の個別リサイクル法との関係

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号、以下「食品リサイクル法」という。）に基づき、食品小売業、外食産業等の食品関連事業者がその一般廃棄物である食品廃棄物の再生利用、収集運搬を廃棄物処理業者等に委託して行う場合がある。

このほか、個別リサイクル法に基づき、市町村以外の者が一般廃棄物の再生利用等の処理を行う場合もある。

これらの場合には、再生利用等が円滑に行われるように配慮することが適当である。

<環境基本法>
 ・地球環境保全 ・資源循環の促進 ・環境基準（環境の基本計画） 等々
 平成 5 年公布



<p style="text-align: center;"><改> 廃棄物処理法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正処理 ・減量化 ・不法投棄の防止 等々 <p style="text-align: right;">平成 9 年 6 月公布</p>	<p style="text-align: center;"><循環社会基本法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・物質循環の確保 ・天然資源消費の抑制 ・環境負荷の低減 等々 <p style="text-align: right;">平成 12 年 6 月公布</p>
--	---



<p style="text-align: center;"><改> 廃棄物処理法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正処理の推進（野焼きの禁止等） ・排出者責任の強化 ・産業廃棄物の公共関与の推進 等々 <p style="text-align: right;">平成 15 年 12 月施行</p>	<p style="text-align: center;"><資源リサイクル法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リデュース（発生抑制） ・リユース（再使用） ・リサイクル（再資源化）の促進 （自動車、パソコン等の部品再使用、家電の省資源化設計を義務化） 等々 <p style="text-align: right;">平成 13 年 4 月施行</p>
---	---



容器包装 リサイクル法	家電 リサイクル法	食品 リサイクル法	建設資材 リサイクル法	自動車 リサイクル法
<ul style="list-style-type: none"> ・消費者による分別排出 ・容器包装の市町村による収集 ・容器包装の製造、利用業者による再商品化 等々 <p style="text-align: right;">平成 12 年 4 月施行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者による回収、リサイクルの負担 ・廃家電を小売店が消費者より引き取り ・製造業者等による再商品化 等々 <p style="text-align: right;">平成 13 年 4 月施行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品廃棄物排出削減と再資源化を義務化（食品メーカー、スーパー、外食産業、ホテル、デパート等が対象） 等々 <p style="text-align: right;">平成 13 年 5 月施行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設廃材の分別解体 ・建設廃材等の再資源化 （建設工事受注者が対象） 等々 <p style="text-align: right;">平成 14 年 5 月施行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業者等によるシュレッダーダスト等の引き取り、再資源化 ・関連業者等による使用済み自動車の引き取り、引き渡し 等々 <p style="text-align: right;">平成 17 年 1 月施行</p>
グリーン購入法 （国等が率先して再生品などの調達を推進）				平成 13 年 4 月施行

注）法律名は、通称表記もある。

図1-1-1 循環型社会の形成を推進するための法体系

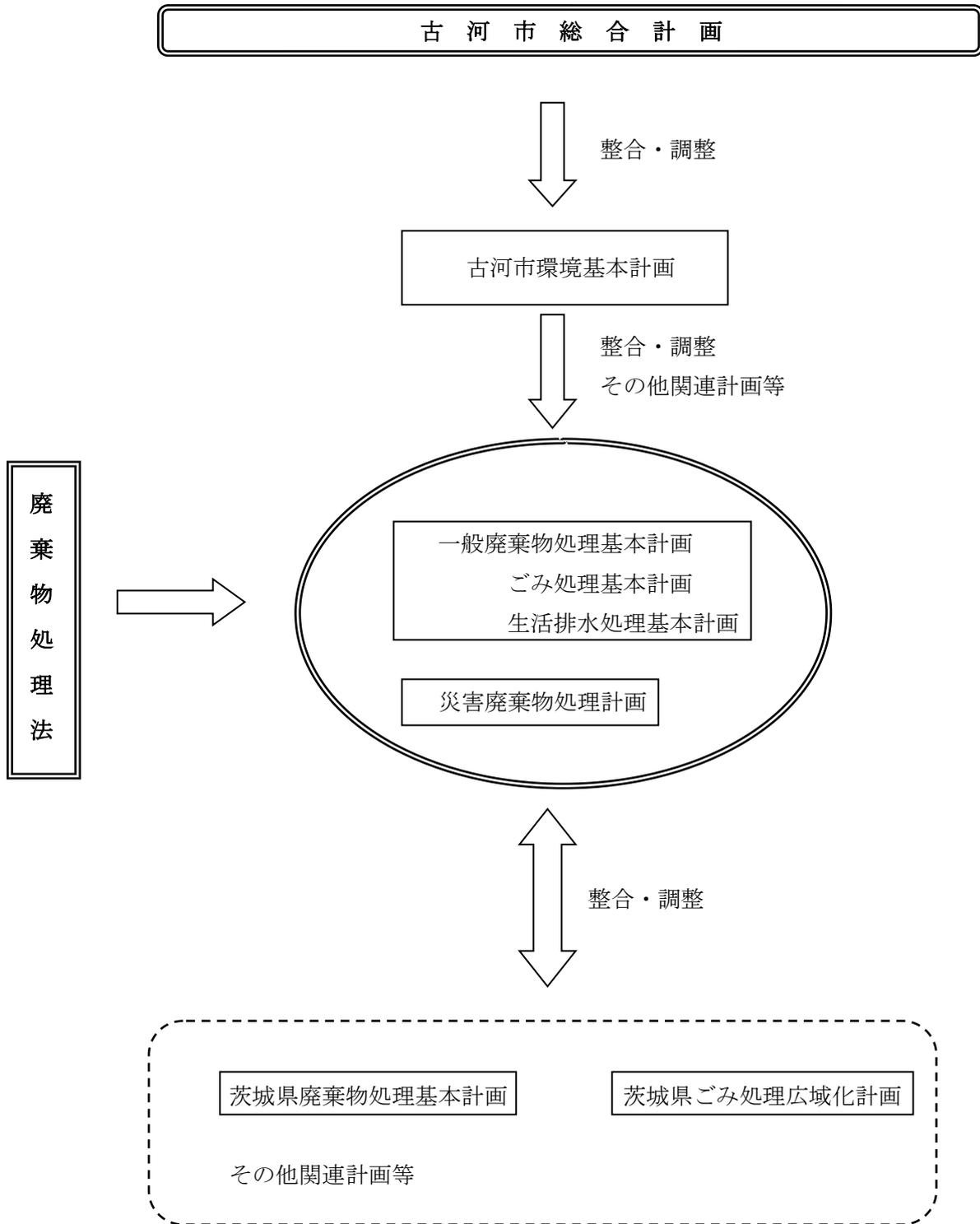


図1-1-2 本計画の概略的な位置付け体系

第3節 基本方針

本市環境基本計画（計画期間：平成23年度から平成32年度までの10年間、平成28年3月中間見直し版）では、一般廃棄物に関して次のとおり策定されている。

本市環境市民委員会による施策提案として、ごみ出しルールの説明会の開催など周知徹底、3Rなど資源の有効活用が掲げられ、本市が特に取り組むべき課題としては、次のとおりとされている。

① 行政・市民・事業者が一体となった3Rの推進

現在市では、生ごみ処理機器購入助成事業によるコンポスト容器等の購入費補助や、リサイクル情報コーナーの設置、子育て応援リサイクル事業「りさ育る」など、ごみ減量化を促す取り組みを行っています。しかし、本市におけるリサイクル率は茨城県の平均と比較してやや低く、ごみの資源化に対してさらに重点的に取り組む必要があります。市をはじめ、市民や事業者が協働して3R (Reduce、Reuse、Recycle)を推進していく体制づくりが求められます。

② 地域の実情に応じた生活排水処理施設の計画的な整備の促進

本市における生活排水処理普及率は茨城県の平均よりも高く、比較的よく整備されています。しかし、総和地区・三和地区において生活排水処理普及率が低く、地域により差が生じています。生活排水が直接流入することで河川等の水質汚濁を引き起こす恐れがあります。公共下水道をはじめ、農業集落排水や合併浄化槽など、地域に適した処理施設を計画的に整備することが求められます。

環境施策の体系では、環境目標を「活力と元気があふれる健やかなまち」とし、その環境要素のひとつに「廃棄物」を位置づけ、その基本施策には「ごみの減量化と資源の有効利用」を掲げている。

(1) 現況と課題

廃棄物の問題は、資源の枯渇や最終処分場のひっ迫等に関連し、社会問題となっています。このため、市民、企業、行政が一体となり、より一層のごみの減量化と資源化を促進し、循環型社会への転換を図らなければなりません。

本市のごみ処理施設は、さしま環境管理事務組合が設置し他市町と共同処理を行っているさしまクリーンセンター寺久と、市が運営する古河クリーンセンターの2施設があります。ごみ処理については、平成22年3月に策定された「古河市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、資源リサイクルと分別収集の徹底によるごみ減量化や再資源化を推進していくとともに、温室効果ガスの排出抑制や処理施設の一元化を目標としています。

一方で、ごみ処理に係る費用は増加する傾向にあります。ごみ処理に伴う費用負担の公平性の確保や排出者である市民の意識改革等の目的からも、ごみ有料化の導入について議論していく必要があります。

【主な課題】

- ・ 現焼却施設の適正利用とサーマルリサイクルの推進
- ・ ごみ排出の減量化、各主体が一体となった3Rの推進
- ・ 産業廃棄物や使用済み家電などの適正処理の啓発、促進
- ・ レジ袋削減に向けた、事業者と消費者が一体となった取り組みの促進

(2) 市の取り組み

① 3Rの取り組み促進

<家庭系ごみの排出抑制>

- ・ マイ箸、マイボトル等の携帯によるごみ減量の取り組み促進
- ・ 市民団体と協力した、レジ袋削減キャンペーン、マイバッグキャンペーン等の推進

<事業系ごみの排出抑制>

- ・ 事業系食品廃棄物（事業所・コンビニなど）の資源化による減量に向けた調査・研究等の推進
- ・ 刈り草や家畜糞尿、剪定樹木等の農業バイオマスの活用
- ・ 事業系ごみの組成分析などを通じた、分別や減量化の取り組みに向けた調査・研究等の推進
- ・ 廃食油を回収しバイオディーゼル燃料として活用する「エコ油田」の取り組み推進
- ・ 公用物品購入時の積極的な再生品の購入（グリーン購入）

<リデュースの促進>

- ・ 給食の調理メニューの工夫による残飯や調理くずの減量化、調理くずの飼料化・堆肥化の検討
- ・ 生ごみ処理機器購入補助を通じた厨芥ごみ減量化の取り組み

<リユースの促進>

- ・ 「リサイクル情報コーナー」を活用した、市民間でのリサイクルの取り組み促進

<リサイクルの促進>

- ・「資源回収報償金」制度による資源ごみ集団回収の取り組み促進
- ・各種リサイクル法の周知徹底及び法に基づく取り組みの指導・啓発

② ごみの適正処理の推進

<ごみ出しルールの周知徹底>

- ・自治会・団体等の自主啓発活動を通じたごみ出しルールの周知徹底
- ・地区別の家庭用ごみ収集カレンダーの作成・配布

<処理費用負担の公平性確保>

- ・家庭ごみの有料化に向けた検討

<ごみステーションの適正管理>

- ・ごみステーションの利用者による管理の徹底と設置費助成による適正管理の推進

<ごみ減量意識の啓発>

- ・学校教育や広報紙、各種イベント等を通じたごみ減量化・資源化の意識啓発
- ・自治会未加入者や外国人に対するごみ減量に向けた広報の充実
- ・廃棄物処理施設等の施設・現場見学会の開催

(3) 環境指標

計画策定後の毎年度の進行管理において、取り組みが着実に展開されているか、その結果、目標に向けて環境がどのように改善されているか、といったことを継続的に点検・評価するため、廃棄物に関して定量的な環境指標が設定されている。

- ・ 1人1日当たりのごみ排出量 H32年目標 904.7g/人・日（現況 H22年 1,005.2g/人・日）
- ・ 容器包装廃棄物分別収集量 H32年目標 2,820t（現況 H22年 3,129t）
- ・ リサイクル率 H32年目標 20.0%（現況 H22年 16.93%）
- ・ 「ごみの分別・マナー・収集方法」に満足している市民の割合 H32年目標 70%（現況 H22年 55.3%）
- ・ 「買い物の際のレジ袋利用抑制」にいつも取り組んでいる市民 H32年目標 90%（現況 H22年 48.8%）
- ・ レジ袋削減キャンペーン実施回数 H32年目標 2回（現況 H22年 2回）
- ・ レジ袋無料配布中止店舗 H32年目標 8店舗（現況 H22年 5店舗）

- ・家庭用生ごみ処理機の購入補助金交付世帯数 H32 年目標 1,600 世帯（現況 H22 年 877 世帯）
- ・家庭用生ごみ処理機の購入補助金交付世帯数（延べ）の全世帯数割合 H32 年目標 2.8%（現況 H22 年 1.62%）
- ・集団回収登録団体数 H32 年目標 170 団体（現況 H22 年 146 団体）
- ・資源集団回収による回収量 H32 年目標 2,734 t（現況 H22 年 2,734 t）
- ・集団回収による資源回収量の家庭系ごみ収集量に対する重量比
H32 年目標 7.5%（現況 H22 年 6.43%）
- ・ごみ集積所の設置数量 H32 年目標 —（現況 H22 年 2,500 箇所）
- ・廃棄物処理施設の現場見学会開催回数 H32 年目標 15 回（現況 H22 年 10 回）
- ・廃棄物処理施設の現場見学会参加人数 H32 年目標 500 人（現況 H22 年 532 人）
- ・地域団体等からの研修会等要請数 H32 年目標 —（現況 H22 年 2 件）

（4）重点プロジェクト

本計画で掲げる目標の確実な達成に向けた、計画全体の効率的な推進を目指して、本市の環境の現況や課題、地域特性などを踏まえ、特に調査・検討など重点的な対応が求められる施策について抽出・パッケージ化し、重点プロジェクトとして位置づけ行動計画が示されている。

< 3R と資源循環に向けたまちづくり >

（1）プロジェクトのねらい

本市は平成 22 年 3 月に一般廃棄物処理基本計画を策定し、資源循環型社会の構築に向けて廃棄物の処理に取り組んでいます。現在、本市のリサイクル率は茨城県の県平均をやや下回り、草・剪定枝が焼却ごみとして処理されたり、一部地域において野焼きされていることが問題視されています。

3R の推進をはじめ、農業バイオマス資源の活用を図るなど、市民・事業者・行政が一体となって、ごみの減量化・資源化に取り組んでいくことが求められます。

（2）環境指標

環境指標 (◎：成果指標、○：活動指標)	単位	現況値 (平成 22 年度)	実績値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 32 年度)
◎1 人 1 日当たりのごみ排出量	g/人・日	1,005.2	973	904.7
◎リサイクル率	%	16.93	17.8	20
○家庭用生ごみ処理機の購入補助金交付世帯数	世帯	877	1,145 (H26)	1,600

茨城県一般廃棄物処理事業年報

(3) 各主体の取り組み

<市の取り組み>

◇3Rの推進

① “リデュース”の促進【環境課、学校給食課】

給食の調理メニューの工夫による残飯や調理くずの減量化を図ります。

また、家庭の生ごみ処理機器購入に対する補助実施や、使用に関する追跡調査を通して、生ごみのコンポスト化を促進します。

② “リユース”の促進【環境課】

「リサイクル情報コーナー」において家庭で必要なくなった物などの情報の収集と提供を行い、リユース(再使用)の促進に努めます。

③ “リサイクル”の促進【環境課】

「資源回収報奨金」制度を通して、資源ごみ集団回収の取り組みを支援・促進します。

◇バイオマスエネルギー資源の有効活用

①農業バイオマス資源の活用【環境課、農政課】

平地林・屋敷林管理において発生する剪定枝や、刈り草、家畜糞尿などの農業バイオマス資源等を回収し、チップ化・堆肥原料化してボイラー燃料や堆肥としての再利用を図ります。

②エコ油田の取り組み推進【環境課】

小中学校や保育園、飲食店から廃油を回収し、バイオディーゼル燃料(BDF)化し、ごみの収集車で使用する軽油代替燃料や、ボイラー燃料としての活用を図ります。

<市民の取り組み>

- ・ 使わなくなった物でも使える場合には、必要としている人へ提供しましょう。
- ・ 資源ごみ集団回収の取り組みに協力しましょう
- ・ 生ごみのコンポスト化などに取り組みましょう。
- ・ ごみの分別ルールを守りましょう。
- ・ 庭木の剪定を行った場合の剪定枝を提供しましょう。

<事業者の取り組み>

- ・ 残飯や料理くずが出ないようにメニューや調理方法を工夫しましょう。
- ・ 刈り草や家畜糞尿、剪定枝を提供したり、生成したバイオマスエネルギーや肥料を積極的に利用しましょう。
- ・ 廃食用油の回収に協力しましょう。
- ・ ペレットボイラーやペレットストーブを利用しましょう。

以上、本基本計画では、上位計画及び前回の一般廃棄物処理基本計画等を踏まえ、基本方針を次項のとおり定める。

第1項 ごみ処理に関する基本方針

ごみの発生及び排出を抑制し、適切なリサイクルを推進することがごみの処理において最も重要な事項である。

ごみ処理の環境への負荷を軽減させ、豊かな自然に恵まれた本市にふさわしい循環型社会構築を推進するため、それぞれの工程における基本方針を以下に定める。

1. 排出抑制・再資源化計画

住民・事業者・行政の役割分担を明確化し、三者一体となって意識改革を図るとともに、それぞれの立場でごみ減量に取り組み、さらに地域住民が参加し易いシステムを構築し、効果的な排出抑制・再資源化が推進されるようにする。

さらに、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等のリサイクル関連法令により、分別収集の徹底化が図られるようにするとともに、集団回収の促進を図る。

2. 収集・運搬計画

循環型社会へ向けた新たなごみ処理システムにおける収集・運搬業務の位置づけを明確にする。

また、快適な生活環境の保全のため、住民のニーズを踏まえながら、効率的な収集・運搬体制の整備を目指せるようにする。

特に、組合が運営する中間処理施設と収集・運搬体制の整合を図ることや、粗大ごみや資源ごみの運搬車両の適正化を図るものとする。

3. 中間処理計画

組合の中間処理施設に搬入されたごみは、極力マテリアルリサイクルを優先とされているが、リサイクルしきれない可燃性ごみは、熱回収施設によるガス化処理が行われ、積極的な発電が行われるとともに、残渣は熔融されスラグ化が図られ、そのスラグの有効利用に伴う最終処分量の減量化に今後とも組合構成市として協力する。

また、リサイクルプラザによるごみの減量化・再資源化等に関する住民啓発や地域活動も積極的に協力する。

なお、本市の中間処理施設は、組合との一元化が実現されるまでは、適正な維持管理に努める。

4. 最終処分計画

本市の中間処理施設から排出される焼却残渣等の最終処分物は、ごみ処理の一元化が実現されるまでは、現状の委託処分を継続する。

また、組合の最終処分場は、その適切な管理下により、できる限り長期に使用されることが望まれるため、組合構成市としては、ごみの排出段階からの減量化に協力する。

第2項 生活排水処理に関する基本方針

昨今の生活排水処理は、水質汚濁の改善に留まらず、水際景観の改善と都市空間の活用を目指し、さらにアメニティ計画も付け加え、広く住民に親しまれる環境づくりを推進するまでに至っている。

生活排水処理を整備、充実する具体化方策については、本市の実情に順応し、それぞれのニーズ（下水道、農業集落排水、浄化槽など）によるものとし、汲み取りし尿や浄化槽汚泥については、今後とも組合への搬入とする。

第4節 計画目標年次

本基本計画は、計画期間を10年間とし、目標年次は、令和元年度（本計画策定年度）の次年度を初年度とした10年後の令和11年度とする。

なお、本基本計画は、概ね5年ごとに見直すものとし、5年後の令和6年度を中間目標年次とする。

ただし、ごみ処理及びし尿処理に関する諸条件に大きな変動があった場合には、適宜見直しの対象とする。

第2章 地域の概況

第1節 地域的特性（位置・地勢）

本市は、図1-2-1に示されるとおり、関東平野のほぼ中央、茨城県の西端に位置し、西側が埼玉県、北側が栃木県、東側が結城市、八千代町、南側が五霞町・境町・猿島町と接している。ほぼ全域にわたって平坦な地形で、気候も概ね温暖であることから、生活の場・生産の場として恵まれた自然条件にあり、また、東京やさいたま市、宇都宮市までの距離が50～60キロ圏内という地理的条件に加え、JR宇都宮線をはじめ、国道4号や新4号国道が通るなど交通網が整備されており、更に平成27年2月には首都圏中央自動車道(圏央道)が暫定2車線で県内の全区間が開通したこと等から、住宅や事業所等の集積が進んでいる。

本市は、平成17年9月12日に、それまでの古河市、総和町、三和町の合併による新「古河市」として誕生後も、古河地区の一般廃棄物は本市単独で中間処理を行い、総和地区と三和地区は組合での処理を行うという従前の体制を継続したことから一般廃棄物処理の処理体制に変更はなかったが、古河地区のし尿等について、本市のし尿処理施設の老朽化に伴う稼働停止により、平成29年4月1日から組合への委託処理を行っている。

総和地区及び三和地区のごみ等の処理を行う組合は、本市と坂東市、境町、五霞町の2市2町で構成され、組合では、構成市町から搬入される一般廃棄物について、中間処理から最終処分までを主体的に実施している。組合の圏域は首都圏50km圏内、県と水戸市から約70kmに位置しており、他の3市町は首都圏整備法の近郊整備地帯に指定されている。

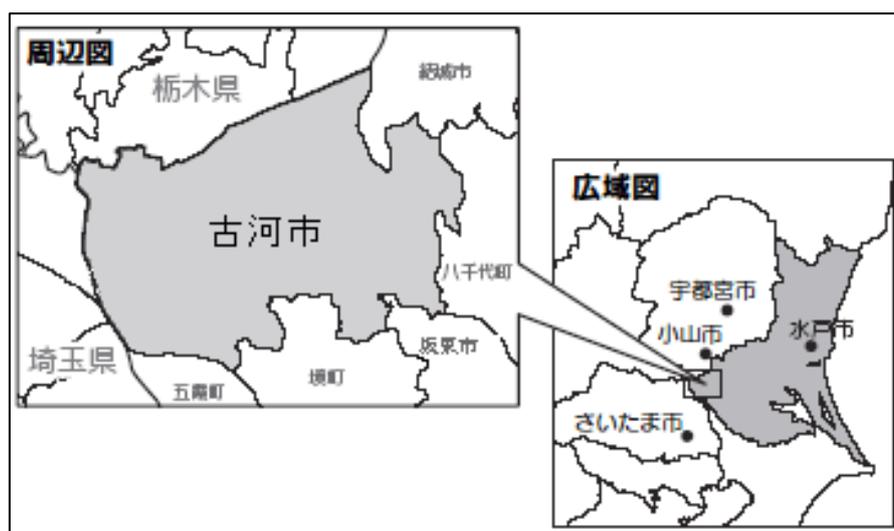


図 1-2-1 本市の位置

第2節 人口と世帯

本市の人口と世帯の現況としては、表 1-2-1 に示すとおりであり、組合の人口構成割合の概ね 62%を占めている。

表 1-2-1 人口と世帯数の状況

(平成 31 年 1 月 1 日現在)

	人口 (人)	世帯 (世帯)	一世帯当たりの人口
古河市	143,693	61,378	2.34 人/世帯
坂東市	54,430	20,139	2.70 人/世帯
境町	25,250	9,534	2.65 人/世帯
五霞町	8,613	3,215	2.68 人/世帯
合計 (組合)	231,986	94,266	2.46 人/世帯

注) データ出典：茨城県ホームページ (住民基本台帳年報集計表)

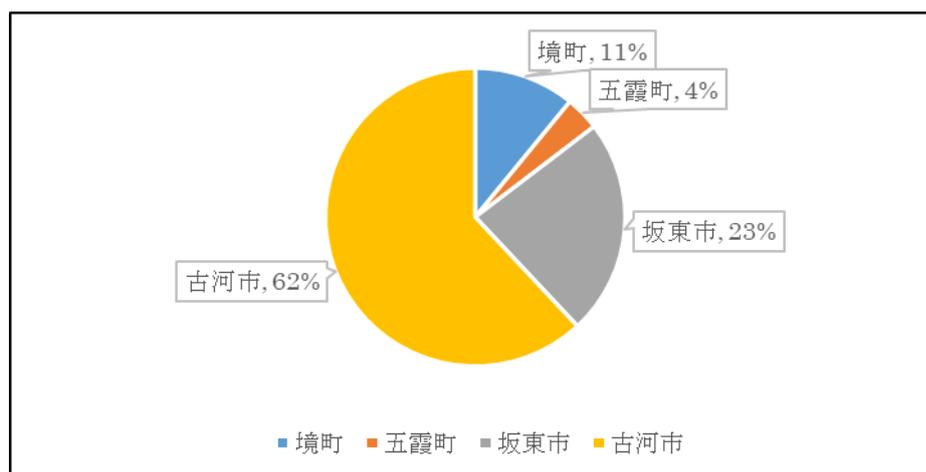


図 1-2-2 組合に占める人口の構成割合

第3節 就業構造

本市の就業構造は、表 1-2-2 に示すとおりであり、第 3 次産業の就業割合が最も多い状況である。

表 1-2-2 各市町の就業構造 (平成 27 年国勢調査結果)

		古河市	坂東市	境町	五霞町
就業者総数		69,938	28,266	13,014	4,635
第 1 次産業	農業	2,738	3,082	1,137	256
	林業	13	11	0	0
	漁業	3	1	0	0
	第 1 次産業計	2,754	3,094	1,137	256
第 2 次産業	鉱業・採石業・砂利採取業	4	2	2	0
	建設業	5,363	2,601	1,064	568
	製造業	20,201	8,142	3,479	1,201
	第 2 次産業計	25,568	10,745	4,545	1,769
第 3 次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	173	48	33	16
	情報通信業	855	112	49	46
	運輸業・郵便業	5,102	2,287	1,026	439
	卸売業・小売業	10,037	3,463	1,731	530
	金融業・保険業	1,085	280	140	45
	不動産業・物品賃貸業	816	219	101	45
	学術研究, 専門・技術サービス業	1,270	434	193	96
	宿泊業・飲食サービス業	2,989	1,002	486	170
	生活関連サービス業・娯楽業	2,209	1,092	483	122
	教育・学習支援業	2,446	756	393	112
	医療・福祉	6,100	2,364	1,165	373
	複合サービス事業	462	294	99	31
	サービス業(他に分類されないもの)	3,072	1,122	535	272
公務(他に分類されるものを除く)	2,054	570	321	119	
第 3 次産業計	38,670	14,043	6,755	2,416	
分類不能の産業		2,946	384	577	194

注) データ出典：総務省統計局ホームページ

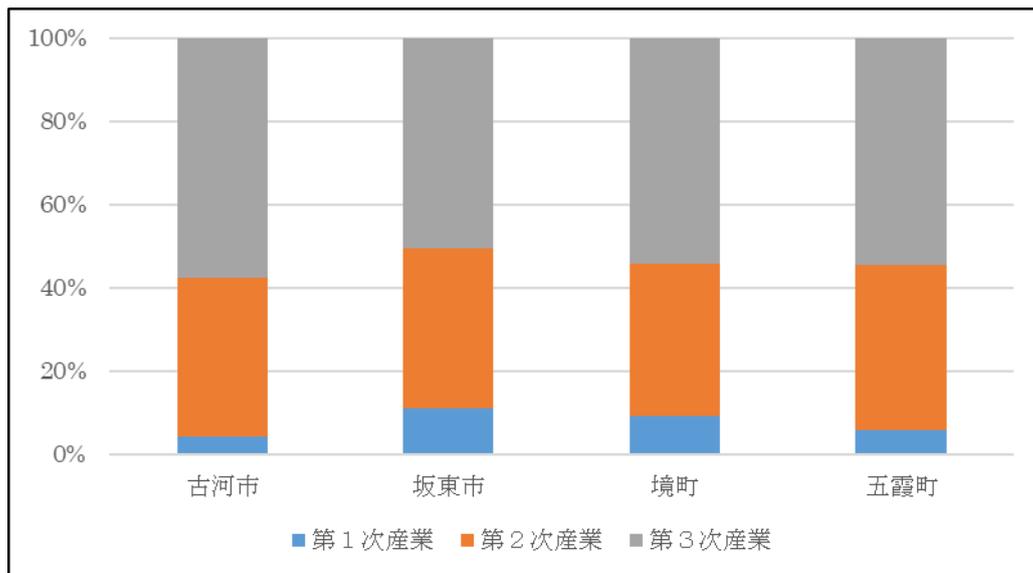


図 1-2-3 各市町の産業別構成割合

第4節 将来（開発）計画等

本市における将来開発計画としては、本市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成29年12月改定）では、産業系土地利用の充実を図るとともに、立地支援策を講ずることで企業誘致を促進し、また、古河名崎工業団地の整備促進及び進出企業の移転を支援し、自動車製造業の振興を図ることを掲げている。これに伴う工業立地の進展や名崎工業団地関連企業等の従業員の受け入れなどが本格化する中で、良好な住環境の整備を行うため、土地区画整理事業などの手法を活用し、古河駅東部地区、大堤南部地区等における市街地整備や集落地整備を計画的に推進するとしている。

第3章 将来人口の予測

第1節 実績人口

本市の過去10年間（平成21年度～平成30年度）における住民基本台帳人口は、表1-3-1及び図1-3-1～2に示されるとおり、平成24年度に一旦増加したものの、以降減少傾向が続いている。

表1-3-1 住民基本台帳人口の実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
住民基本台帳人口	145,315	144,948	144,367	146,425	146,041
上記、対H21年度比	1.000	0.997	0.993	1.008	1.005
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
住民基本台帳人口	145,277	144,830	144,394	144,441	143,738
上記、対H21年度比	1.000	0.997	0.994	0.994	0.989

（各年度共に10月1日現在、単位：人）

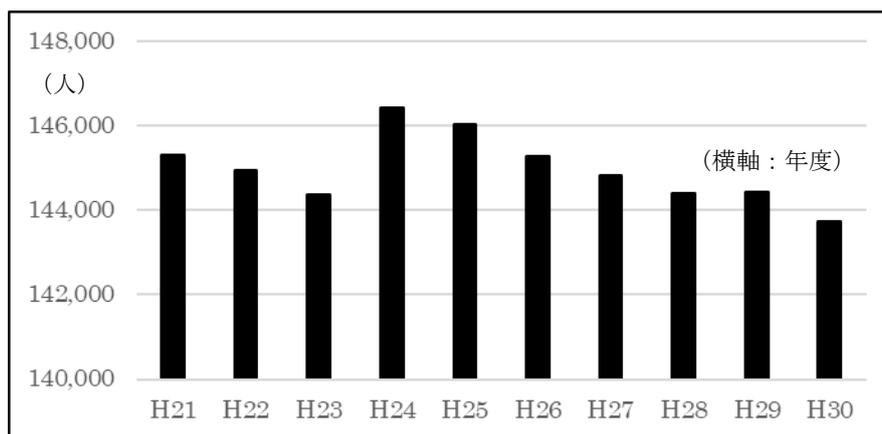


図1-3-1 住民基本台帳人口の推移

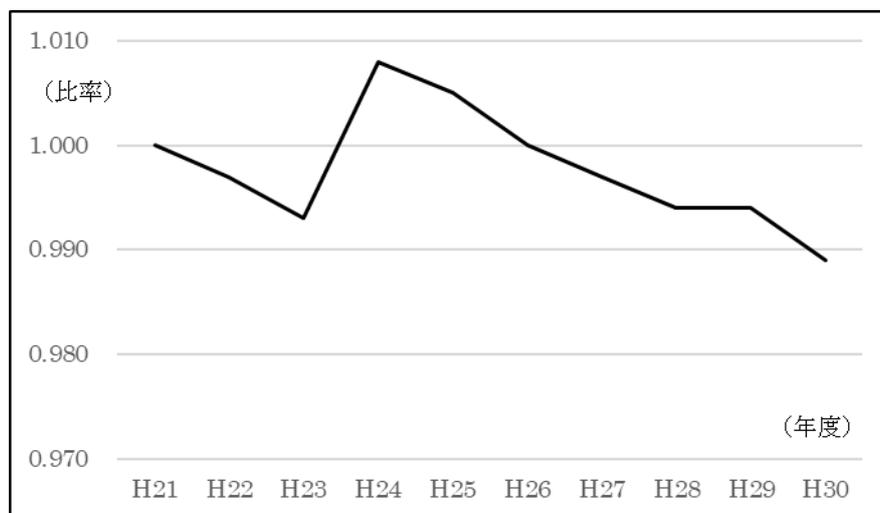


図1-3-2 住民基本台帳人口（対H21年度比）の状況

第2節 計画人口

本基本計画における計画人口は、過去10年間（平成21年度～平成30年度）の住民基本台帳人口を基に、以下の想定4案（A案～D案）の比較から、最も実績の動向を反映した案として考えられるA案（市総合計画及び都市計画を考慮した場合）を計画人口として採用するものとし、ごみ処理及び生活排水処理の計画排出量等を設定する際の計画人口として取り扱うものとする。

（1）A案（市総合計画及び都市計画を考慮した場合）

本基本計画策定における計画人口は、総合計画基本構想（2016～2035）における令和17年に120,000人の目標と都市計画マスタープラン（平成22年3月）における令和13年に143,000人の目標との平均を採用するものとし、その間の計画人口については、両者の目標人口共に平成30年度の実績人口143,738人との直線補完による人口の平均（巻末資料集1参照）として設定する。

（2）B案（実績トレンドによる推計人口とした場合）

本案における計画人口は、過去10年間の実績人口を基に、各種傾向線による推計を行い（巻末資料集2参照）、その傾向線の中で実績人口と最も相関係数の高い二次指数曲線式による推計人口を計画人口として設定する。

（3）C案（社人研の推計人口に準拠した場合）

本案における計画人口は、国立社会保障・人口問題研究所：男女・年齢（5歳）階級別データ『日本の地域別将来推計人口』（平成25年3月推計）による令和7年129,911人、令和12年123,790人の推計人口を参考にするものとし、その間の計画人口については、平成30年度の実績人口143,738人と令和7年、令和7と令和12年の直線補完により設定する。

（4）D案（人口ビジョンに準拠した場合）

本案における計画人口は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成28年3月）に伴う人口ビジョン（平成27年12月）による将来展望人口としての令和17年における120,131人を参考にするものとし、その間の計画人口については、平成30年度の実績人口143,738人との直線補完により設定する。

表 1-3-2 各計画人口案の比較 (単位：人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
A 案	142,285	141,558	140,832	140,105	139,379
B 案	142,196	141,297	140,296	139,194	137,996
C 案	139,787	137,812	135,837	133,862	131,886
D 案	140,961	139,572	138,183	136,795	135,406
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A 案	138,652	137,926	137,199	136,472	135,746
B 案	136,702	135,317	133,843	132,283	130,641
C 案	129,911	128,687	127,463	126,238	125,014
D 案	134,017	132,629	131,240	129,852	128,463

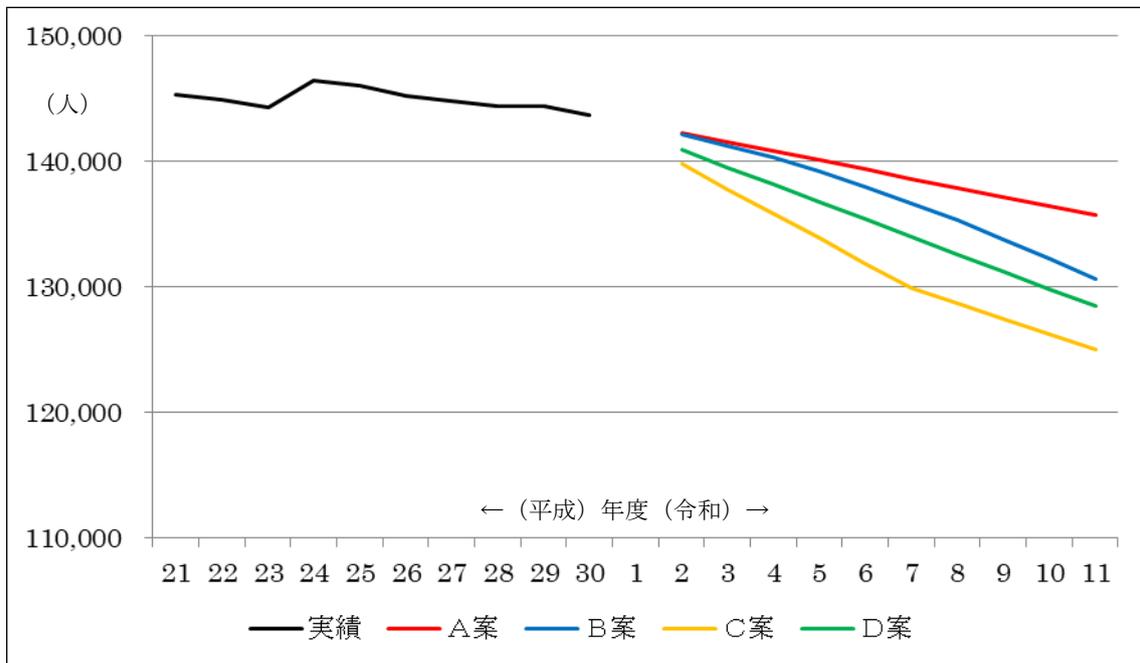


図 1-3-3 実績人口と各計画人口案の推移

(5) 計画人口の設定

A案による計画人口を取り纏め、表 1-3-3 及び図 1-3-4 に示す。

なお、本計画人口は、第 2 編「ごみ処理基本計画」におけるごみの計画排出量等及び「第 3 編生活排水処理基本計画」におけるし尿等の計画排出量等を設定する際の人口として取り扱うものとする。

表 1-3-3 住民基本台帳人口の実績と設定した計画人口

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実績人口	145,315	144,948	144,367	146,425	146,041
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績人口	145,277	144,830	144,394	144,441	143,738
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計画人口	142,285	141,558	140,832	140,105	139,379
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計画人口	138,652	137,926	137,199	136,472	135,746

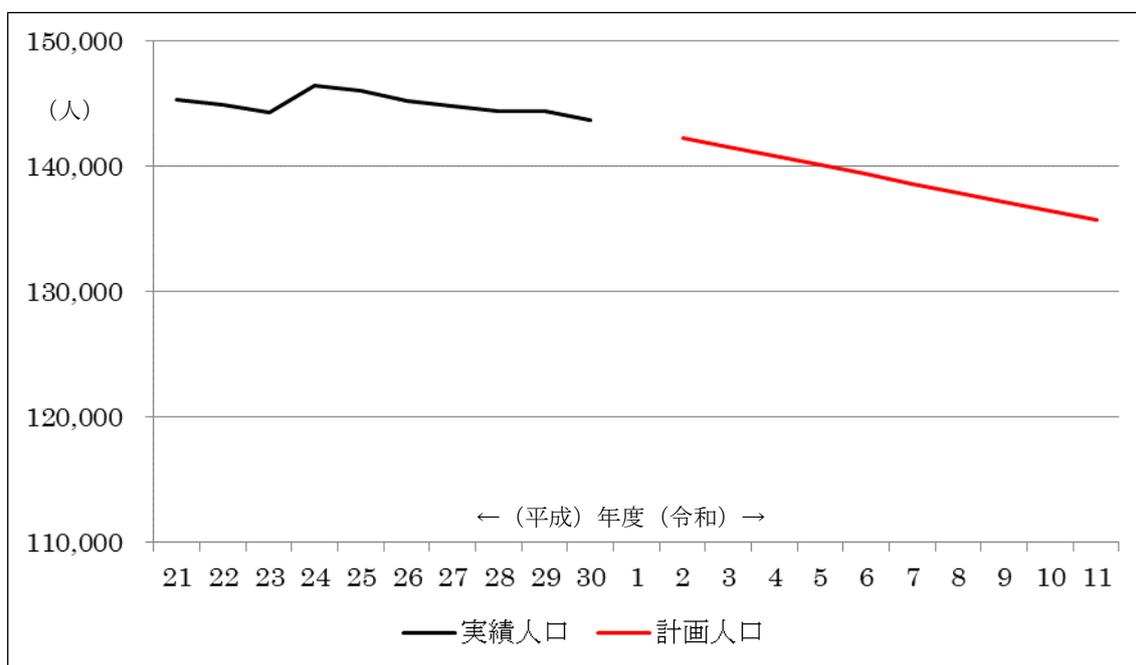


図 1-3-4 実績人口と計画人口の推移

第4章 国、県、関係市町の動向

第1節 国の動向

災害廃棄物について、東日本大震災（平成23年3月）で発生した大量の災害廃棄物の処理が大きな社会問題になるなど、災害発生時においても、円滑に廃棄物を処理できる体制を平素から築いておくことの重要性が認識され、これらの様々な情勢変化に的確に対処するとともに、3Rの推進など国内外における循環型社会の形成を実行していくために、平成25年3月に第3次循環型社会形成推進基本計画（以下「第3次計画」という。）が策定された。

第3次計画では、循環型社会の中長期的な方向性について、3Rの取り組みの進展や個別リサイクル法の整備等により最終処分量の大幅削減が実現するなど、循環型社会形成に向け着実に進展していることを踏まえ、「3Rの内のリサイクルより優先順位の高い2R（リデュース、リユース）の取り組みがより進む社会経済システムの構築」を目指すこととしている。

また、世界的に資源需要が高まると予想される一方、多くの貴金属、レアメタルが廃棄物として埋め立て処分されていることから、「小型家電リサイクル法の着実な施行など使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルを推進」することとしている。

さらに、地域の特性や循環資源の性質等に応じた最適な規模の循環を形成する「地域循環圏」の構築や、3R国民運動を推進することの必要性を挙げるとともに、国際的な視点に立った資源循環の推進についても唱えている。その上で、指標及び数値目標を設定しており、一般廃棄物については、次のような目標を設定している。

- 発生抑制の指標
 - 1人1日当たりのごみ排出量：令和2年度で平成12年度対比約25%削減
- 家庭ごみ量（集団回収量、資源ごみ等を除く）
 - 1人1日当たりのごみ排出量：令和2年度で平成12年度対比約25%削減
- 事業系ごみ量
 - 事業系ごみの総量：令和2年度で平成12年度対35%削減

第2節 県の動向

茨城県では、平成13年8月に第1次茨城県廃棄物処理計画（計画期間：平成13～17年度）、平成18年3月に第2次茨城県廃棄物処理計画（計画期間：平成18～22年度）、平成23年4月に第3次茨城県廃棄物処理計画（計画期間：平成23～27年度）を策定し、廃棄物の排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）という「3R（スリーアール）」及び適正処理の確保に努めてきている。

この間、県民、事業者、廃棄物処理業者、県や市町村等の取組の進展によって、廃棄物の減量化等について一定の成果を上げてきたが、一般廃棄物の排出量が高い水準にあることや産業廃棄物の不法投棄件数が多いことなどの課題も残っている。

国においては、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会への転換を更に進めるため、平成28年1月に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）を改正したところである。

こうした状況を踏まえ、持続可能な循環型社会の形成に向けた廃棄物処理の取組を更に推進していくため、平成28年3月には第4次茨城県廃棄物処理計画（計画期間：平成28～32年度（令和2年度））を定めている。

第4次茨城県廃棄物処理計画における一般廃棄物の排出量等の目標は、県民や事業者の主体的な取組、県や市町村等が今後とり得る政策手段、排出抑制や再生利用に向けた技術等を考慮して次のとおり設定している。

なお、国の基本方針では「総排出量」を指標としているが、全国値との比較が容易であること、市町村間の比較が容易であること、県民の取組指標として分かりやすいことから、県では「一人一日当たりのごみ排出量」を目標の指標としている。

ごみの排出量は、平成23年度以降ほぼ横ばい傾向にあるが、排出抑制は循環型社会を形成する入口となることから、排出抑制のための対策を一層推進していく必要がある。

再生利用率は、平成24年度以降全国値を上回り、この3年間上昇しているが、再生利用率を増加させることは循環型社会の形成を推進する上で重要であることから、引き続き高い目標を定め、再生利用を推進する必要がある。

このため、一般廃棄物の目標は、令和2年度において1,013gと予測される一人一日当たりの排出量を、県民一人ひとりの取組により現況から919g（うち家庭系ごみ排出量は580g）に減らすとともに、再生利用を更に進め再生利用率を27%とすることで、最終処分量を平成24年度に対し14%削減の88千トンとし、表1-4-1のとおりとしている。

表 1-4-1 茨城県による一般廃棄物の減量化の目標

指 標	実 績		目 標	目標設定の考え方※3
	H24	H25	R2	
ごみ排出量の原単位 (g/人・日) ※1	1,002	1,005	919	H24 に対し約 8%減
うち家庭系の原単位 (g/人・日) ※2	631	626	580	H24 に対し約 8%減
再生利用率(%)	21.3	22.0	27	H24 に対し約 6%増
最終処分量(千トン)	102	96	88	H24 に対し約 14%減

※1：原単位とは、一人一日当たりのごみ排出量のことである。

※2：家庭系ごみ排出量＝生活系ごみ－（集団回収量＋資源ごみ＋直接搬入ごみのうち資源として利用されるもの）

※3：国の基本方針に準拠する。

<目標の補足説明>

① 一人一日当たりのごみ排出量は、平成 23 年度以降ほぼ横ばいで推移しており、全国値を上回っている。循環型社会を形成するためには排出抑制を進めることが重要であるため、国の基本方針に準拠し、平成 24 年度に対し約 8%減を目標とし、うち家庭系ごみの排出量については、平成 24 年度に対し約 8%減を目標としている。

なお、国の基本方針における排出量の目標は、「総排出量を約 12%減」としているものの、茨城県では「一人一日当たりの排出量」を指標としている。このため、茨城県にける目標は、国の基本方針に準拠し、平成 24 年度の総排出量を約 12%削減した場合の一人一日当たりの排出量（919 g）としている。

② 再生利用率は、平成 24 年度以降全国値を上回っており、平成 25 年度は全国値を 1.4 ポイント上回っている。循環型社会形成のためには更に再生利用を進めることが重要であるため、国の基本方針に準拠し、平成 24 年度に対し約 6 ポイント増を目標としている。

③ 最終処分量は、最終処分率が全国値より低く良好な状況であるものの、最終処分量を減らすことが、循環型社会形成の最終目的のひとつと考えられることから、国の基本方針に準拠し、平成 24 年度に対し約 14%減を目標としている。

第3節 関係市町の動向

関係市町の動向としては、組合を構成する市町である坂東市、境町、五霞町について、組合が平成28年度に策定した一般廃棄物処理基本計画より以下に抜粋する。

第1項 坂東市

坂東市環境基本計画（計画期間：平成25年度から令和4年度までの10年間）では、一般廃棄物の基本目標を次のとおりとしている。

- 生活環境（きれいな空気と水に囲まれたまちをめざして）

私たちは、日々便利になっていく暮らしや経済活動から、自動車の排気ガス、工場の煙、生活雑排水や工場排水などを環境中へ大量に放出し、生命の維持に欠かせない大切な空気や水に負荷を与え続けてきました。

本市の大気環境や水環境は、決して良好であるとは言えない状況です。しかし、環境負荷を最小限に抑えることで、自然の自浄作用のもとにきれいな空気や水のある生活環境を取り戻すことができます。

私たちが、快適で健康的に過ごせる生活環境を維持していくために、環境負荷を低減し、きれいな空気や水に囲まれ、静けさや安全性が保たれたまちを目指します。

- 循環型社会（市民連携による資源循環型社会のまちをめざして）

私たちの便利な生活を生み出した大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会は、資源の枯渇や環境汚染など環境へ大きな負荷をもたらしています。

私たちが毎日の暮らしの中で、ごみの発生を抑えたり資源として循環的に利用できるものを選択したりすることが循環型社会づくりの第一歩として社会に対する働きかけとなります。また、私たちが廃棄しているものの中には、生ごみをはじめとするバイオマス資源など、再生できる資源がまだまだ存在しています。

自然環境と未来の子どもたちに私たちの負の遺産であるごみを残さないためにも、私たち一人ひとりの働きかけを大きな力にして、市民連携による資源循環型社会のまちを目指します。

第2項 境町

第5次境町総合計画（平成25年度～令和4年度）の基本計画では、生活環境に関して、環境の負荷軽減に取り組むまちとして、基本目標を次のとおりとしている。

- 町民と行政、事業者の役割と責任に基づき、ごみの減量化や資源化、廃棄物の適正処理に取り組み、循環型の社会づくりを進めます。

- 本町の豊かな自然環境を、次世代に継承していくため、関係団体との連携を図りながら、不法投棄等の防止対策の強化に努めます。

第3項 五霞町

五霞町環境基本計画（平成25年3月改定）では、基本目標を次のとおりとしている。

- 本町から出るごみは、今後もさしま環境管理事務組合のごみ処理施設で適正に処理します。

このとき、環境への負荷の低減やごみ処理施設への負担の軽減のため、ごみの減量や再使用・再資源化の推進に努めます。

また、循環型社会の形成に向けた各種の施策を継続的に展開します。

- 水資源の保全と水質の改善を図るためには、適正な水利用と排水対策により、地域における健全な水循環の確保が必要です。

排水対策としては、接続率の向上を図り、公共下水道や合併処理浄化槽の保守や修繕等を今後も計画的に推進し、良好な状態に保つとともに、事業活動からの排水対策を継続的に進めていきます。